

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月2日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羅 怡文
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成31年3月29日に提出いたしました第43期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価手続の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、第43期（平成30年12月期）における企業結合時に時価評価に関する会計処理方法について誤謬があり修正が必要であると判断し、第43期（平成30年12月期）の第2四半期報告書、第3四半期報告書、有価証券報告書及び第44期（令和元年12月期）の第1四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

企業結合時の会計処理については、難易度の高い問題と認識し検討を行いました。結果としてその検討手続に不足があり、当該会計処理の修正に至ったことは、当社の経理体制が正確な財務諸表を作成することに関して必ずしも十分とは言えないことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、複雑な企業結合会計に対応するための専門知識の強化を急ぎ、連結決算に関するチェックリストを見直すとともに、必要に応じて事前に社外専門家の見解を求める等により、財務報告の信頼性を確保してまいります。